第２８回道州制特区提案検討委員会次第

日時　平成21年2月20日（金）13:00～
場所　札幌テレビ塔　２階「あかしあ・はまなす」

１　開　　会

２　議　　事

⑴　分野別審議について

⑵　次回（第２９回）委員会について

⑶　その他

３　閉　　会

【配付資料】

資料１	道民提案の一覧表（特区提案として検討すべきもの）
資料２	道民提案の実現手法等に関する整理一覧表（関係分）
資料３	整理案１　国の出先機関に係る予算・人員等の情報開示
	整理案２　「条例による法令の上書き権」の創設
資料４	関連資料（プラチナウィーク、地域医療、地域振興関係）
資料５－１	健康食品に関する北海道独自の表示基準の創設
資料５－２	地域における理学療法士及び作業療法士の業務領域の拡大

第２８回北海道道州制特別区域提案検討委員会出席者名簿

【委　　員】

	氏　名	職　　業
会　長	井　上　久　志	北海道大学大学院経済学研究科教授
副会長	五十嵐　智嘉子	(社) 北海道総合調査研究会常務理事
委　員	福　士　　明	札幌大学法学部教授
委　員	山　本　光　子	(株)電通北海道プランニングディレクター

【事　務　局】

氏　　名	役　　職
川　城　邦　彦	北海道企画振興部地域主権局　局長
出　光　英　哉	同　　局次長
志　田　文　毅	同　　参事
渡　辺　明　彦	同　　参事

資料　1

道民提案の一覧表（特区提案として検討すべきもの）

区分：　（1）道民提案継続検討分　（2）五十嵐委員提案分　（3）その後の道民提案追加分

区分	分類	項　　目	NO	委員会検討				
				24回	25回	26回	27回	28回
（1）	A　地域医療	地域での臨床研修義務化	2		○	○		
		潜在医師・外国人医師の招致	3		○	○		
		期間限定交代制の導入	4		○	○		
		診療報酬の特例措置	**7**		○	○	○	
		看護学校の定員増・奨学金拡充	8		○	○		
		養成施設指定権限移譲等	9		○	○		
		保健師、助産師、看護師の養成施設の基準の設定等	**206**		○	○	○	○
		外国人人材受入れの促進	10		○	○		
		標準医師数の算定方法緩和	12		○	○		
		看護職員の配置基準緩和	13		○	○		
		病院、診療所の人員及び施設の基準	207		○	○		
	D　経済振興	カジノの振興	54					
		（小樽市への）カジノの設置（誘致）	215					
		自由貿易地域指定	69					
		空港の一括管理	**75**	○				
		千歳空港のハブ空港化	**221**	○				
	H　地域振興	**2重、3重行政の解消**	**125** **130**					
18件		**＜国の出先機関に係る予算・人員等の情報開示＞**				○		◎
（2）	A　地域医療	**臨床研修病院の指定・監督**	**245**		○	○	○	
		臨床研修先の限定	246		○	○		
		外国人向けの外国人医師等の招致等	247		○	○		
		医療関係学部の定員増	**248**		○	○	○	○
		保健師等の学校・養成施設の指定・監督	**249**		○	○	○	○
		医師標準数の設定(過疎地域)	250		○	○		
		訪問看護師の業務・役割の拡大	251		○	○		
		介護福祉士の業務・役割の拡大	**252**		○	○	○	○
9件		地域救急体制の補強（緊急自動車の拡大）	253		○	○		
（3）	A　地域医療	**公立病院のオープン化に係る医師標準数の特例**	**255**		○	○	○	○
	D　経済振興	高速道路の無料化	256	○				
	E　雇用	労働基準法の条例化	257	○				
	H　地域振興	**郵便局の役場の支所化**	**258**	○			○	
		＜郵便局への役場業務の委託可能範囲拡大＞						○
		政令市の法定要件緩和	259	○				
		国有林など国有財産の移管	260	○				
		都道府県議会議員の選挙区の決定権限の移譲	261	○				
		広域連合への地方交付税交付	**262**	○			○	○
		社会資本関係業務の地方独立行政法人化	**263**	○			○	○
		相続税に係る特例	264	○				
		木造建造物に係る基準の特例	265	○				
		ＦＭ放送波の地方自治体への割り当て	**266**	○			○	
		自動車ナンバーの特例	267	○				
14件	J　福祉	**社会保障関係法の条例化**	**268**	○				
		＜条例による法令の上書き＞					○	◎

注）　1)　上記項目は、第23回委員会において、第１次整理されたもの（ただし、NO.125・130は後に追加）
　　2)　**太字**は、第24回～第26回委員会の審議の結果、再度検討を行うと整理されたもの
　　3)　**太字**は、2)のうち、第４回答申に向け更に検討していくとされたもの
　　※　＜　＞内は、当該項目に関連して審議する検討項目
　　4)　「○」は検討、「◎」は整理案検討を示す。

＜参考＞　庁内提案

項　　目	NO	委員会検討				
		24回	25回	26回	27回	28回
健康食品に関する北海道独自の表示基準の創設	①			○		○
地域における理学療法士及び作業療法士の業務領域の拡大	②			○		○

資料 2

道民提案の実現手法等に関する整理一覧表　【特区提案として検討すべきもの】

大分類	A　地域医療対策
中分類	地方病院の経営健全化

小分類	細分類	概　要	提案数	重複除く	事実関係等の整理	実現するために考えられる手法	実現した場合に考えられるメリット・デメリット	摘　要	関係部課	個票番号
地方の実態に即した医療従事者の配置	２５５ 公立病院のオープン化に係る医師標準数の特例	公立病院で診療を行う開業医を、医師標準数の中に含められるようにする。	1	1	・　開業医等が病院のオープン化に伴う開放病床入院者への診療や医療機器の共同利用により診療を行う場合は、自らが主治医である特定の患者のみの診療であるため医師標準数に算定できない。 ・　開業医等が診療支援として公的病院の患者の診療にあたる場合は、現行法令内で医師標準数に算定できる。 ・　医師の配置数は医療法第２１条で規定されている。	・　医療法の特例	（メリット） ・　医師標準数に医師数が足りないことにより診療報酬額が減額される公立病院にとっては経営負担の軽減に繋がる可能性がある。 （デメリット） ・　医師標準数が算定上充足されるが、実態として医師が充足されておらず、患者への医療の質的向上につながらない。		保） 医務薬務課	3317A

大分類	A　地域医療対策
中分類	医療従事者の地域偏在是正

小分類	細分類	概　　要	提案数	重複除く	事実関係等の整理	実現するために考えられる手法	実現した場合に考えられるメリット・デメリット	摘　要	関係部課	個票番号
地方勤務誘導	7 診療報酬の特例措置	診療報酬で地方勤務の加算を行い、増加見合いを他の区分から減算できるよう特例措置を設ける。	2	1	・　診療報酬は厚生労働大臣が中央社会保険医療協議会に諮問し、その意見を聴いて定めることとなっており、その算定方法は、健康保険法第76条第２項の規定に基づいている。 ・　また、健康保険の財政運営は全国プールで行われており、財源は保険者からの拠出金（保険料、国庫負担・補助）によって賄われている。 ・　国においては、地域医療対策や医師不足問題などに対応する　ため、H21年度に診療報酬の見直しを検討している。	・　健康保険法及び関係法令の改正	【メリット】 ・　地方勤務医が増える可能性がある。 【デメリット】 ・　一部の診療報酬を引き上げ、これに見合う診療報酬の引き下げが可能となるかが不明。 ・　北海道だけ医療費が増加し、結果的に保険料に格差が生じることとなる。 ・　北海道だけの独自の考えによる診療報酬の算定要件の緩和には全国の各医療保険者の了解を得ることが難しい。		保) 国民健康保険課	2006A* 3061A
看護職員確保	２０６ 保健師、助産師、看護師の養成施設の基準の設定等	保健師、助産師、看護師の養成施設の基準の設定及び施設の指定を知事ができるようにする。	1	1	・　保健師助産師看護師法§19・§20・§21等により、施設基準の設定、施設の指定のいずれも国が行っている ・　具体的には、施設基準については保健師助産師看護師学校養成所指定規則、施設の指定については同法施行令などにより規定されている。 ・　なお、施設の指定については、大学等は文部科学大臣、養成所は厚生労働大臣となっている。	・　保健師助産師看護師法及び関係法令の改正 ・　指定調査等のための経費	【メリット】 ・　道内各地方の実情に応じた指定によって、養成数の確保が図られる。 ・　施設基準の設定（緩和）によって経営的な安定が図られる。 ・　指定手続きが道に一元化され、設置者の負担が軽減される。（現行では養成所指定とは別に、知事が専修学校としての認可を所管） 【デメリット】 ・　独自に基準を緩和した場合、看護師の質の低下や、教育内容などによっては、他県の学生より受験が不利になる可能性がある。		保) 医療政策課	1226A
	２４９ 保健師等の学校・養成施設の指定・監督	高齢者医療等に重要な役割を担っている保健師・助産師、看護師、理学療法士、作業療法士に係る学校・養成施設の指定・監督権限を道知事へ移譲する。	1	1	・　保健師、助産師、看護師、理学療法士、作業療法士は、それぞれ国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許が必要（保助看法§19・§20・§21、理学療法士及び作業療法士法§3） ・　上記の学校は文部科学省令に定める基準に適合し、文部科学大臣が指定。 ・　上記の養成施設は厚生労働省令に定める基準に適合し、厚生労働大臣が指定(私立の専門学校としての認可は知事)。	・　保助看法など関係法令の改正	【メリット】 ・　道内各地方の実情に応じた指定によって、養成数の確保が図られる。 ・　施設基準の設定（緩和）によって経営的な安定が図られる。 【デメリット】 ・　指定基準を緩和した場合、教育水準の低下や学習環境の悪化を招く可能性がある。		保) 医療政策課	－

大分類	A　地域医療対策
中分類	医療従事者の地域偏在是正

小分類	細分類	概　　要	提案数	重複除く	事実関係等の整理	実現するために考えられる手法	実現した場合に考えられるメリット・デメリット	摘　要	関係部課	個票番号
地方勤務医確保	２４５ 臨床研修病院の指定・監督	臨床研修病院の指定・監督権限を厚労大臣から道知事へ移譲する。	1	1	・　臨床研修は、医師法§16-2により、「医学を履修する課程を置く大学に付属する病院」又は「厚生労働大臣の指定する病院」で２年以上必要。 ・　臨床研修病院の指定基準の一つに、「受け入れる研修医の数は、原則として、病床数を10で除した数又は年間入院患者を100で除した数を超えないこと」がある。	・　医師法及び関係法令の改正	【メリット】 ・　指定権限に基づき、都市部での臨床研修医師の定員を制限することにより、地方勤務が増える可能性がある。 【デメリット】 ・　臨床研修病院の指定権限等を移譲するだけでは、地方勤務医を確保する観点からの効果は期待できない。 ・　臨床研修先に制限を加えた場合、臨床研修医が道外に流出するおそれがある。		保) 地域医師確保推進室	―
看護職員確保	２４８ 医療関係学部の定員増	医学部以外の公立・私立大学医療関係学部の入学定員増に関する届出及び認可を文科大臣から知事に変更する。	1	1	・　収容定員等を記載した学則を変更する場合、公立は、学校教育法施行令§26により、文科大臣への届出事項。 ・　私立（大学全体の収容定員の総数が増加する場合）は、学校教育法施行令§23により、文科大臣の認可事項（審議会に諮問後）。 ・　北海道公立大学法人札幌医科大学の学則変更に係る国への届出は、道州制特区により不要となる予定。	・　学校教育法及び関係　法令の改正	【メリット】 ・　手続きの簡素化、効率化により、看護職員の入学定員増員が図られ、看護師不足が緩和する可能性がある。 【デメリット】 ・　定員増に伴う増築や看護教員の増等、ハード・ソフト両面で開設者の負担が増加するが、少子化に伴う学生数・受験者数の減少等もあることから、経営面で考慮が必要となる。		総) 保) 医療政策課	―

大分類	A　地域医療対策
中分類	その他

小分類	細分類	概　要	提案数	重複除く	事実関係等の整理	実現するために考えられる手法	実現した場合に考えられるメリット・デメリット	摘　要	関係部課	個票番号
その他	２５２ 介護福祉士の業務・役割の拡大	地域での在宅介護を支えることを目的に、医師または訪問看護師の指示により、介護福祉士ができる医療行為（喀痰吸引、経管栄養）を拡大する。なお、道知事が指定する研修を受けた介護福祉士に限ることとする。	1	1	・　介護福祉士 　専門的知識及び技術をもって、身体上又は精神上の障害があ　ることにより日常生活を営むのに支障がある者につき入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行うことを業とする者（社会福祉士及び介護福祉士法§2②） ・　高齢化の進展などにより、医療を必要とする要介護高齢者が増えてきている。 ・　医行為に近い行為（自動血圧計による測定、体温測定、爪切りなど）については、医政局長通知により、身体介護の一部として介護福祉士、ヘルパーなどが実施している。 ・　医行為について ○　たんの吸引については、一定の条件下で、利用者との同意書かわしたうえ（個人対個人の契約）で許容。（医政局長通知平成17） ○　それ以外の医行為は、認められていない。 ○　今後考えられる医療行為としては、①たんの吸引、②胃ろう・腸ろう患者に対する経管栄養の注入がある。 　これらは、現在の医政局長通知の範囲内で対応可能であるが、現実には介護報酬の範囲内の対応になる。 　介護福祉士個人が同意しても、雇用する法人等が医療過誤がおこった場合にどのような責任をとることになるか、明確ではないことから、慎重な事業者が多い現状にある。	・　医師による医業の独占業務、看護師による診療の補助行為の独占業務について、医師法、保助看法、介護福祉士法の改正が必要 ・　業務の拡大に伴う相応しい教育、演習や医療過誤時の責任体制の整備が必要	【メリット】 ・　介護福祉士によるたんの吸引や胃ろうによる経管栄養が安全であることが保証されれば、外出などに必ず看護職が同伴していなくても、介護福祉士で対応可能となり、在宅療養する患者の生活が拡大する。 【デメリット】 ・　医療行為は、単に医療行為技術を獲得すれば、実施可能となるものではなく、医学的知識や判断を伴うものであり、そのための教育は相応の時間を要す。速成で人材育成されれば、医療過誤が懸念され、患者の安全が確保できない。 ・　医療過誤が起こった場合の刑事上の責任や民事上の責任について起訴されるおそれがある。		保） 医療政策課	－

大分類	D　経済
中分類	観光振興

小分類	細分類	概　　要	提案数	重複除く	事実関係等の整理	実現するために考えられる手法	実現した場合に考えられるメリット・デメリット	摘　要	関係部課	個票番号
空港の活性化	７５ 空港の一括管理	道内の第２種Ａ空港の移管を受け、海外エアラインの誘致や道内空港の活性化を図る。	2	2	・　空港整備法及び施行令により、道内空港は次のとおり設置・管理されている（法§4及び§5、令§1）。 ◇第２種Ａ空港（国設置・国管理） 新千歳、稚内、函館、釧路 ◇第２種Ｂ空港（国設置・市管理） 旭川、帯広 ◇第３種空港（道設置・道管理） 女満別、中標津、紋別、利尻、礼文、奥尻 ◇その他飛行場(防衛省との共用飛行場) 丘珠	・　航空法、空港整備法、特別会計に関する法律（旧空港整備特別会計法）の改正	【メリット】 ・　空港及び附帯施設を、住民に身近な行政主体である北海道が管理することになり、これらの有効活用策及び利用者の利便性の向上策に主体的に取り組むことができる。 ・　空港の着陸料等の収入が道の歳入となり、第三種空港に係る管理費用の収支不足分を賄える可能性がある。 【デメリット】 ・　空港整備に係る道の負担が増えることが考えられ、現在の４空港と第三種空港に係る管理費用と、今後見込まれる整備費用をあわせると、新千歳空港を含む着陸料等の収入では、収支が不足する可能性がある。（また、空港用地を買い取ることとなった場合の費用負担について、精査する必要がある。） ・　道が管理を行うことにより、多数の管理要員が新たに必要となるため、国の職員の受入れ等、人件費の負担増が見込まれる。		企） 新幹線・交通企画局参事 建） 建設政策課	3075D 3107D

大分類	D　経済
中分類	その他

小分類	細分類	概　　要	提案数	重複除く	事実関係等の整理	実現するために考えられる手法	実現した場合に考えられるメリット・デメリット	摘　要	関係部課	個票番号
空港の活性化	２２１ 千歳空港のハブ空港化	千歳空港をハブ化し離発着の料金を下げ、世界に通用する空港を目指し、そこから得た収益を北海道の収益とする。	1	1	・　グローバル化の進展に伴う人や物の移動の増大に対応するため、新千歳空港の国際拠点空港化に取り組んでいるところ。 ・　空港整備法及び施行令により、道内空港は次のとおり設置・管理されている（法§4及び§5、令§1）。 ◇第２種Ａ空港（国設置・国管理） 新千歳、稚内、函館、釧路 ◇第２種Ｂ空港（国設置・市管理） 旭川、帯広 ◇第３種空港（道設置・道管理） 女満別、中標津、紋別、利尻、礼文、奥尻 ◇その他飛行場(防衛省との共用飛行場) 丘珠		【メリット】 ・　空港及び附帯施設を、住民に身近な行政主体である北海道が管理することとなり、これらの有効活用策及び利用者の利便性の向上策に主体的に取り組むことができる。 【デメリット】 ・　空港整備に係る道の負担が増えることが考えられ、空港に係る管理費用と、今後見込まれる整備費用をあわせると、着陸料等の収入だけでは収支が不足する可能性がある。 ・　道が管理を行うことにより、多数の管理要員が新たに必要となるため、国の定員の受入等、人件費の負担増が見込まれる。		企） 新幹線・交通企画局参事 建）	1204D

大分類	Ｈ　地域振興対策
中分類	地方自治の強化

小分類	細分類	概　　要	提案数	重複除く	事実関係等の整理	実現するために考えられる手法	実現した場合に考えられるメリット・デメリット	摘　要	関係部課	個票番号
基礎自治体の強化	１２５ ２重、３重行政の解消	開発局、経済産業局など、２重、３重の行政を解消し、無駄を解消する。	1	1	・　道内の国の地方支分部局の職員数は、20,174人となっている　(18.11.14現在。国会提出資料)。 ・　H18.4.12政府・与党合意 ※　３桁国道の移譲等大規模な職員の移動が想定される事務・事業の移譲については、道州制特区の実施状況、北海道における区域内の市町村への事務移譲や行政改革(支庁の整理統合を含む)の実施状況等を踏まえた上で、北海道における受け入れ体制についても十分考慮しつつ、検討するものとする。	・　国の地方支分部局との機能等統合の検討	【メリット】 ・　地域の実情に応じた業務の提供を推進できる。 ・　類似する業務を一元化することにより、効果的・効率的に業務を提供できる ・　窓口等の一本化を図ることにより、住民の利便性の向上を図ることができる。 【デメリット】 ・　国の出先機関の統廃合は、地元の理解が必要。		企) 地域主権局参事	3006H
	１３１ ２重、３重行政の解消	開発局、経済産業局など、２重、３重の行政を解消し、無駄を解消する。	1	0	(NO.125に同じ)	(NO.125に同じ)	(NO.125に同じ)		企) 地域主権局参事	3006H
	２５８ 郵便局の役場の支所化	郵便局で役場の支所の業務を行えるようにする。	1	1	・　市町村は支所、出張所を設けことができる。(地方自治法１５５条) ・　郵便局において、戸籍謄本、住民票の写し、納税証明書などの交付の請求の受付及び引渡しの事務といった、住民がよく利用する市町村の特定の事務については現行法で取り扱うことができる。 （地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律）	・　地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律の改正等	(メリット) ・　住民サービスの向上 ・　市町村の組織及び運営の合理化に資する (デメリット) ・　職員の身分（郵便局職員への地方公務員法の適用ほか)、市町村長の指揮監督など、市町村の組織及び運営の合理化に向け詳細な制度設計が必要。 ・　郵便局における市町村の支所としての業務に要する費用の負担や算定のあり方についても検討が必要。		企) 市町村課 企) 地域主権局	3322H
その他	２６２ 広域連合への地方交付税交付	広域連合にも地方交付税を交付する。	1	1	・　地方交付税は、地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域に住む国民にも一定の行政サービスを提供できるよう財源を保障するためのもので、地方の固有財源であり、市町村及び都道府県に交付される。 ・　広域連合等を組織している地方自治体には、交付税の算定方法に特例がある。 （地方交付税法第１３条第１０項） ・　道内の広域連合は１１団体ある（厚生福祉４、環境衛生５，教育１、その他１）	・　地方交付税法の特例	(メリット) ・　広域連合の財源が増加する場合は、広域連合が行う広域的な行政目的を達成するための取り組みが、より一層促進されることが期待される。 (デメリット) ・　広域連合は構成市町村等の分担金をもって事務を行っているものを、広域連合へも地方交付税を交付することで、構成市町村等分の地方交付税総額が減少することが予想される。 ・　地方交付税の交付団体について、都道府県及び市町村に広域連合を加えることは、地方交付税の計算が複雑となり、現在進めている交付税の算定の簡素化に逆行することとなる。		企) 市町村課	3318H

大分類	Ｈ　地域振興対策
中分類	地方自治の強化

小分類	細分類	概　　要	提案数	重複除く	事実関係等の整理	実現するために考えられる手法	実現した場合に考えられるメリット・デメリット	摘　要	関係部課	個票番号
その他	２６３ 社会資本関係業務の地方独立行政法人化	北海道開発局が北海道に移管されることを検討されていることを視野に、将来、開発局と道が所管する社会資本の整備が一体的に実施できるよう、道の社会資本関係業務を地方独立行政法人化し一般会計から切り離し運営できるようにする。	1	1	・　提案は国の社会資本業務の道への統合をも視野に入れているが、地方が国の社会資本業務全体を受け入れるには道民のコンセンサスを得ることが必要。 ・　地方独立行政法人の対象となる業務は、一定の収益が確保でき、自由な経営をする中で効率性と自立性を求めるものことができるものであるが、一部を除き社会資本の整備は税だけで賄われており、収益性はない。 ・　社会資本業務の中には地方独立行政法人がその業務の対象としない「地方自治体自らが主体となって　直接的に実施する必要がある」ものがある。 　災害対応は人命に関わることから迅速な判断と実行が必要だが、そのときに自治体とは別の意志決定を持つ法人それを負わせることは疑問がある。 　公正な事業執行を図るため、計画立案と予算管理を地方自治法の縛りから離れる法人に任せることは難しい。 　維持管理については、公物管理にも法律に基づく許認可があり、直接、道が実施しなければならない事務・事業があることから、それらを全て法人に任せることは考えづらい。 ・　社会資本業務の事務・事業を分解し、行政が担うべきものを除外するとすると、施設の定型的な維持管理などが残るが、既にそれらは民間委託により業務が実施されており、民間の主体に委ねた場合には　必ずしも実施されない恐れがあるとは言えず、このような業務は地方独立行政法人の業務の対象外である ※　地方独立行政法人 　その地域において確実に実施される必要のある事務・事業のうち、地方公共団体自身が直接実施する必要が無いものの、民間の主体に委ねては確実な実施が担保できない恐れがあるものを効果的・効率的に行わせるため、地方公共団体が設立する法人（地方独立行政法人法第２条） 対象事業（同法第２１条） 1　試験研究 2　大学の設置・管理 3　公営企業に相当する事業の経営 4　社会福祉事業の経営 5　その他の公共的な施設の設置・管理	・　地方独立行政法人法などの特例	（メリット） ・　効率的な業務執行を図れる （デメリット） ・　災害対応、公正な事業執行など行政が直接担うべきことを、地方独立行政法人に任せることの妥当性 ・　安定した自己収入の確保など法人が自立して運営できる環境が確保されなければ、設立団体（地方公共団体）からの運営交付金への依存することとなるため、道民の社会資本ニーズに応えることができなくなる恐れがある。		企） 地域主権局 社会資本関係部 （建設部、農政部、水産林務部）	3320H

大分類	Ｈ　地域振興対策
中分類	地域活性化

小分類	細分類	概　　要	提案数	重複除く	事実関係等の整理	実現するために考えられる手法	実現した場合に考えられるメリット・デメリット	摘　要	関係部課	個票番号
その他	２６６ ＦＭ放送波の地方自治体への割り当て	ＦＭ放送の周波数を放送波として地方自治体に割り当てるとともに、それに係る電波出力、技術、電波使用料にかかる基準を、電波出力に応じて緩和する。	1	1	・　国は、国内外で受発信する電波を、相互に干渉や混信を起こさずに有効かつ公平に利用できるようにするため、電波法により利用目的に応じた使用可能な周波数帯と電波の出力を定めている。 ・　一般の放送局とは異なり、区町村内の一部の地域において放送できるコミュニティ放送が平成４年１月に制度化されており、同制度により地域の特色を生かした番組などを通じて地域のきめ細かな情報を発信する事ができる。	・　電波法の特例	(メリット) ・　住民や地域を訪れた観光客に地域に密着した情報を提供し、行政と住民の距離を狭めるとともに、産業振興に資する。 (デメリット) ・　使用できる周波数に余裕がなく過密に使用されている状況で、他の利用希望者との間で調整が必要である。 ・　電波の割り当てにより、新たな設備投資や電波使用料の支払など財政負担が増加する。		企) 地域主権局	2302H

大分類	Ｊ　福祉
中分類	福祉

小分類	細分類	概　　要	提案数	重複除く	事実関係等の整理	実現するために考えられる手法	実現した場合に考えられるメリット・デメリット	摘　要	関係部課	個票番号
福祉	２６８ 社会保障関係法の条例化	社会保障関係の各法、児童福祉法上の保育所の許認可など法律そのものを北海道で条例化する。	1	1	・　生命、健康に係る最低限の基準を守るために定めている児童福祉法など社会保障関係の各法は、憲法２５条（生存権）の趣旨から国おいて定めることが望ましい。 ・　保育所の認可は都道府県の権限。	・　社会保障関係法の特例	(メリット) ・　保育所の施設設備や職員配置数などについて、地域の実情に応じた適切な保育サービスの提供を図ることができるようになる可能性がある。 (デメリット) ・　新たな道の基準が道以外の地域と比較して下回ることになれば憲法の趣旨からも看過できるものではない。上回ることとなれば、その財源措置が必要となる		保) 総務課	3315J

（整理案1）

資料3

国の出先機関に係る予算・人員等の情報開示

現状

・地方分権改革推進委員会の第2次勧告において国の出先機関の統廃合が打ち出された。
・これは道が平成16年に提案した「二段階統合論」と基本的方向は一致しているが、国の出先機関の統廃合と同時並行でこれらの機関から道への権限移譲を進めることが必要。

課題

・道から市町村への権限移譲においては、道は市町村に対し権限移譲に伴う財源についてもあらかじめリストとして示し、移譲を求めるかどうか判断してもらっているところ。
・これに対し、国の出先機関の予算や人員体制等については、情報開示が行われておらず、また、道州制特区推進法に基づく権限移譲の提案については、道は財源等について検証できないまま移譲を求めている状況。

（なお、行政機関の保有する情報の公開に関する法律では、国に公開を求めることができるのは「行政文書」に限られ、新たな資料の作成を求めることはできない。）

目指すすがた

国の出先機関に関する予算・人員等の情報開示

道から市町村への権限移譲（特例条例）	国から道への権限移譲（道州制特区）
権限に伴う財源の額や人員体制に係る情報を予め市町村に公開 → 市町村はそれを検証し、必要な権限を要望	権限に伴う財源の額や人員体制に係る情報の開示がないまま道が提案

→ 国から道への権限移譲の際も、国はあらかじめ財源など必要な情報を開示し、道において検証ができるようにする。

道州制特区推進法に基づく国からの権限移譲について、道（特定広域団体）が事前に財源や人員などがわかった上で、移譲を求めることできるよう、国が特定広域団体に対して情報開示を行うことを道州制特区基本方針の中に明記する。

→ **特定広域団体が提案を検討する際に必要な国の情報の開示を保障**

国の出先機関に係る予算・人員等の情報開示<新旧対照表>

<table>
<tr><th>区　分</th><th>現　　行</th><th>権限移譲等後</th></tr>
<tr><td>イメージ図</td><td>【国の出先機関に係る予算・人員等の情報開示】

○　国の出先機関の予算や人員体制等については、情報開示が行われておらず、また、道州制特区推進法に基づく権限移譲等の提案については、特定広域団体は財源等について検証できないまま移譲を求めている。

<table><tr><th>区　分</th><th>内　　容</th></tr><tr><td>道州制特別区域基本方針</td><td>道州制特区推進法§５①の規定に基づき、基本方針が定められているが、国の出先機関の予算や人員体制等に関する情報開示を求める条項はない。</td></tr></table></td><td>【国の出先機関に係る予算・人員等の情報開示】

○　道州制特区推進法に基づく国からの権限移譲について、事前に財源や人員体制等を把握した上で移譲を求めることができよう、特定広域団体に対する情報開示の特例を認める。

<table><tr><th>区　分</th><th>内　　容</th></tr><tr><td>道州制特別区域基本方針</td><td>特定広域団体が国に対して権限移譲に関する提案を行うに当たり、それに伴う予算や人員体制等に係る情報開示を事前に求めることができるとともに、国は、遅滞なく、その情報を開示しなければならない旨の条項を、基本方針に追加する。</td></tr></table>
↓

特定広域団体において、権限及びそれに係る予算、人員体制等について、その内容を事前に把握し、その権限移譲に係る検証を行うことができる。</td></tr>
<tr><td>法令制度</td><td>○　道州制特別区域基本方針
1　広域行政の推進の意義及び目標
2　広域行政の推進のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針
3　広域行政の推進に関し政府が講ずべき措置についての計画及び当該計画の計画期間
4　道州制特別区域計画の作成に関する基本的な事項
5　広域行政の推進の評価に関する基本的な事項
（略）</td><td>【特区提案】
○　道州制特別区域基本方針に、特定広域団体が道州制特別区域基本方針の変更提案をしようとする場合は、事前に国に対してその変更提案に伴う予算や人員体制等に係る情報開示を求めることができ、その申し出があった場合、国は、遅滞なく、その情報を開示しなければならない旨の条項を追加する。</td></tr>
</table>